

証明書の交付について

障がい基礎年金の申請などのために、当センターで受けた心理検査の結果が
必要な方には「証明書」をおわたしします。

《証明書交付の流れ》

① 「証明願」を含む必要なもの（下に書いてあります）を準備してください。

② 「証明願」を出す前には、必ず、当センターに連絡をしてください。

連絡先：大阪府障がい者自立相談支援センター TEL 06-6692-5263（平日午前9時～午後5時45分）

③ 「証明願」を含む必要なものを当センターへ提出してください。

④ 約一か月後に当センターから証明書を、簡易書留で送付いたします。

《必要なもの》

「証明願」※必要なことを書いてください

送り先を書いて434円分の切手を貼った返信用封筒 ※郵送での返送を希望する場合

申請者確認書類 ※申請者が下記①～④のいずれか

① 本人の場合：療育手帳の写し

② 家族の場合：本人の療育手帳の写し、委任状、家族の本人確認書類

③ 成年後見人の場合：本人の療育手帳の写し、登記事項証明書

④ 支援事業者の場合：本人の療育手帳の写し、委任状、名刺や職員証など本人を支援していることが

わかるもの



《証明願について》

○大阪府障がい者自立相談支援センターや、市町村の障がい福祉担当窓口にあります。

○大阪府障がい者自立相談支援センターのホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/shomeisho/index.html>) からダウンロードできます。

《問い合わせ先》 大阪府障がい者自立相談支援センター知的障がい者支援課

住所：〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2番36号

TEL：06-6692-5263 【平日午前9時～午後5時45分】